

亀山市告示第 8 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 28 年 1 月 8 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2 1 2 6 4
- 3 路線名 川合みずほ台線
- 4 供用開始の区間
(1) 起点 川合町字山神戸 7 6 4 番 1 地先
(2) 終点 川合町字山神戸 7 7 3 番 2 1 地先
- 5 供用開始の期日 平成 28 年 1 月 8 日